

## 沖縄県石油価格調整税の新設（更新）について

### 1. 石油価格調整税新設（更新）の理由

沖縄県においては復帰以来、離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るために、石油価格調整税の収入を主たる財源として、石油製品輸送等補助事業により離島地域への石油製品の輸送費補助を実施してきたところである。

現行の石油価格調整税条例は、平成27年3月31日をもって失効するが、離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るための施策は今後とも実施していく必要があり、その財政需要に充てるため、石油価格調整税を新設（更新）するものである。

### 2. 石油価格調整税の概要

課税団体	沖縄県
税目名	石油価格調整税（法定外普通税）
課税客体	元売業者の揮発油の販売
課税標準	揮発油の販売数量から欠減量を控除した数量
納税義務者	元売業者
税率	1キロリットル当たり1,500円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）985百万円
非課税事項	（課税免除） （1）揮発油の販売で輸出として行われるもの （2）揮発油の販売で県外移出として行われるもの （3）揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのものとして行われるもの （4）既に石油価格調整税を課された揮発油の販売
徴税費用見込額	（平年度）771千円
課税を行う期間	5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）

### 3. 同意要件との関係

石油価格調整税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

揮発油については、国において揮発油税及び地方揮発油税(※)が課されているところであるが、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律により沖縄県内消費分の揮発油に対する軽減措置が講じられているところである(本土適用税率との格差7,000円/KL)。

したがって、当該法定外普通税(1,500円/KL)が課された場合であっても、住民の負担が著しく過重とはいえないと考えられる。

(※地方揮発油税は平成21年3月31までは地方道路税)

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」には該当しないものと考えられる。

- (2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。

上記(1)のとおり、当該法定外普通税を課してもなお、揮発油税及び地方揮発油税における軽減措置が存在していることから「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。」には該当しないものと考えられる。

- (3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

- ① 国が揮発油税の軽減措置の対象としているものに県が課税することについて

沖縄復帰対策要綱(第3次分)(昭和46年9月3日閣議決定)において、「沖縄において消費される揮発油については、本土と沖縄との税差によって値上がりすることのないよう、復帰後の一定期間、所要の軽減措置を講ずる」と、国による軽減措置が明記されるとともに、「離島における燃料用石油製品については、復帰後も一定期間、本島並の価格を維持するため、沖縄県が所要の調整措置を講じよう国が措置するものとする」と、県が沖縄本島と離島との石油製品の価格格差を縮小させる施策を講ずるよう国が措置することとされている。

上記より、国の軽減措置と当該石油価格調整税については、当初から

一体のものと考えられていたものであることから、この観点からは「国の経済施策」に照らして適当ではない、とは言えない。

②その他

石油価格調整税は、沖縄本島と離島との石油価格の価格格差を縮小するために設けられているものであり、これを不相当とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

このことから、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」には該当しないものと考えられる。